**【農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第３条）】**

　農地を買いたい（売りたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方は農業委員会へご相談ください。

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第３条に基づく農業委員会（または都道府県知事）の許可が必要です。この許可を受けないでした行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

**○農地法第３条の主な許可基準**

農地法第３条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

・ 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）

・ 法人の場合は、農業生産法人の要件を満たすこと（農業生産法人要件）

・ 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）

・ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）

※農業生産法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第２条第３項の要件を満たす法人をいいます。

**○農地法第３条許可事務の流れ**

・ 農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

・ 境港市農業委員会では、申請書の受付〆切（毎月２０日）から許可書の交付までの事務の標準処理期間を２５日と定めていますが、可能な限り迅速に許可事務を進めてまいります。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

**▼ 申請者の方の流れ**

申請についての相談

※ 農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いします。

〒684-8501 境港市上道町 3000 電話 0859-47-1053

申請書の記入

※ 申請内容に応じて申請書（ホームページからダウンロードまたは農業委員会に備え付けています。）をご記入ください。

なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。

必要書類の入手 ※ 別添の必要書類一覧表をご参照ください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

**申請書提出前の再確認**

※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。

申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。

申請書の提出／受付

※ お手数ですが、農業委員会事務局までお越しください。

**▼ 農業委員会等の流れ**

（申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間は２５日です。）

申請書の提出／受付 ※ 毎月２０日を〆切としています。農業委員会事務局へご提出ください。

**申請内容の審査**

※ 申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第３条の許可基準に適合するか等を審査し、現地調査を行います。必要に応じて申請者の方に確認することもあります。

**農業委員会総会（部会）**

【毎月１０日頃開催】

※ 農業委員会総会（部会）で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付

※ お手数ですが、印章（認印可）をご持参のうえ、農業委員会事務局にお越しください。